２０２６年１０月１５日

予備　令８－１５

伝聞証拠に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記１から５までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、［№21］）

ア．司法警察員が警察犬による臭気選別の経過及び結果を記載した報告書は、選別に立ち会った司法警察員が臭気選別の経過と結果を正確に記載したものであることを証言によって明らかにしても、刑事訴訟法第３２１条第３項により証拠能力が認められることはない。

イ．司法警察員が被害者に被害状況を再現させた結果を記載した実況見分調書は、再現されたとおりの被害があったことが要証事実である場合で、刑事訴訟法第３２６条の同意が得られないとき、その証拠能力が認められるためには、同法第３２１条第３項所定の要件を満たす必要があることはもとより、再現写真については、再現者の署名押印を除く同条第１項第３号所定の要件を満たす必要がある。

ウ．司法警察員が作成した酒酔い鑑識カードのうち、被疑者の言語、動作、酒臭、外貌、態度等の外部的状態に関する所定の項目につき観察した結果を所定の評語に印をつける方法によって記入した欄は、司法警察員の主観的判断によるものであって必ずしも検証の結果を記載したものということはできないため、その記載部分が刑事訴訟法第３２１条第３項の書面に該当することはない。

エ．捜査機関の嘱託に基づき作成された鑑定書は、裁判所が命じた鑑定の結果を記載した書面とはその性質を異にするため、刑事訴訟法第３２１条第４項の書面に準ずるものとして同項により証拠能力が認められることはない。

オ．火災原因の調査、判定に関して特別の学識経験を有する私人が作成した燃焼実験報告書は、同実験に捜査機関の実況見分に準ずるだけの客観性、業務性が認められる場合には、刑事訴訟法第３２１条第４項の書面に準ずるものとして同項により証拠能力が認められる場合がある。

１．ア　イ　２．ア　ウ　３．イ　オ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解３

肢ア　最決昭６２．３．３刑訴百選６２第１１版

論理的に考えると，警察犬の鼻は，動物の鼻であって，人間である捜査機関の５官の作用で捉えたものではない。

したがって，３２１条３項の検証にあたらないのではないか。不当，有益な捜査手法なのに，反対尋問（犬は無理なので，記録した人）を一般のルールで，行わなければならなくなり，迅速性が阻害される。

科学的手法である以上，迅速な手続を取れる必要がある。

捜査機関が，警察犬を道具としてもちいた。いわば５官の延長とも見られる。

したがって，３２１条３項で証拠採用できる。

一般のルールは，記憶が曖昧な部分もあるので，それに基づくチェックも反対尋問でなされる。３２１条３項のルール，職責で行われている以上，あいまいとうことは，経験上ない。客観的に正確な手続で，作成されたかをチェックすることになる。

肢イ　　最決平１７．９．２７刑訴百選８２第１１版

条文だけ見ると，３２１条３項にあたるとも。
不都合，誤判のおそれが生じてしまう。実況見分調書は，正確に記載できているが，犯行状況は，被害者の記憶によるものであるため，誤りがはいる恐れがある。

３２１条３項で，手続を省略している趣旨があてはまらない。

３２１条３項は，迅速の必要性，そして，確かな記憶により制作しているので，客観的チェックをしても誤判の恐れがないケースを想定。
本件の場合，記憶の正確性からチェックしないと行けず，321 条３項の手続の省略は予定できないケース。
別途，３２１条１項３号の要件が必要になる。

肢ウ　　最判昭 47.6.2
プロが専門的な判断で行っている。記憶で行っていない。
客観的に正確に行われているかを確認するだけでよい。

肢エ　　最判昭 28.10.15　刑訴百選 A29　第 11 版

確かに厳密にはちがうのでは。手続重くなる，不都合。
鑑定と鑑定嘱託は同じとみるべき，プロがやって，客観性があるのは同じだから。
準用。

肢オ
最決平 20.8.27　刑訴百選 83　第 11 版

私人の専門家が作った場合は，４項，主体でわける。
３項の方が捜査機関にとっては，有利，手続の正当性でたりるので。
しかし，専門的な判断で行っている以上，４項で科学的なところをしっかり争点にして争わせるべき。

予備　令８－１６

次の【事例】における【Ｖの証人尋問】中の①から⑤までの下線部分にそれぞれ対応する後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものには１を、誤っているものには２を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に［№22］から［№26］）

【事 例】

甲は、令和７年９月１９日午後１１時頃、自宅で、妻である被害者Ｖに対し、頭部をガラス製の灰皿で１回殴る暴行を加えてけがを負わせた傷害事件で公判請求された。

甲は、第１回公判期日において、「公訴事実記載の日時場所においてＶと一緒にいたことは間違いない。もっとも、Ｖに暴行を加えてけがを負わせたことはなく、Ｖが自分で転んでけがを負ったものである。」旨を述べて犯行を否認した。

甲の弁護人は、同期日において、被告人は無罪である旨を主張するとともに、検察官請求証拠として開示を受けていた(a)灰皿及び(b)Ｖの検察官に対する供述調書について、(a)は異議あり、(b)は不同意の意見を述べたが、甲が公訴事実記載の日時場所においてＶと一緒にいた事実については争わない旨を述べた。

検察官は、第２回公判期日において、立証趣旨を「本件被害状況等」として、Ｖの証人尋問を請求し、裁判所の証拠調べをする決定を経て、次のとおりＶの証人尋問を行った。

なお、同証人尋問の段階では、前記(a)及び(b)の証拠調べをする決定及び証拠調べはなされていない。

【Ｖの証人尋問】

検察官　①あなたは、被告人甲の妻ですね。

Ｖ　はい。

検察官　②あなたは、令和７年９月１９日午後１１時頃、自宅で、甲と一緒にいましたね。

Ｖ　はい。

検察官　自宅で、何が起こりましたか。

Ｖ　甲と口論になりました。

検察官　③そのとき、甲は、どのようにあなたを殴ってきたのですか。

Ｖ　甲は、ソファーに座っていた私の正面に立って、私の頭のてっぺん辺りを、テーブルに置いてあった灰皿で１回殴ってきました。

検察官　その灰皿は、どういった特徴のものでしたか。

Ｖ　ガラス製の四角い形をした灰皿で、事件後に刑事さんに提出しました。

検察官　④同一性を確認するために、弁護人に開示済みの灰皿を示します。

これは、あなたが証言した灰皿と同じものですか。

Ｖ　はい。私が証言した灰皿です。

検察官　甲から灰皿で１回殴られた後、どうなりましたか。

Ｖ　どうだったかな。

検察官　捜査段階で、その点について、検察官に話をしたことはありませんか。

Ｖ　したと思います。ただ、そのとき検察官にどのような話をしたか思い出せません。

検察官　⑤証人が思い出せないようなので、記憶喚起のために、弁護人に開示済みのＶの検察官に対する供述調書の供述部分を示します。

（以下省略）

【記 述】

ア．下線部①の尋問は、主尋問における誘導尋問であるが、証人の身分等で実質的な尋問に入るに先立って明らかにする必要のある準備的な事項に関するものであるので許される。［№22］

イ．下線部②の尋問は、主尋問における誘導尋問であるが、甲及び甲の弁護人に争いのないことが明らかであるので許される。［№23］

ウ．下線部③の尋問は、Ｖがいまだ供述していない殴打の事実を前提としているので、許されない誘導尋問である。［№24］

エ．下線部④の尋問による証拠物の提示は、裁判長の許可がなければ許されない。［№25］

オ．下線部⑤の尋問による書面の提示は、裁判長の許可があれば許される。［№26］

正解ア１，イ１，ウ１，エ２，オ２

誘導尋問の定義
誘導尋問とは、「尋問する側が、あらかじめ答えてほしい内容（答え）を質問の中に暗示し、または含ませて行う尋問」のことです。

基本的に，はい，いいえで答えられる者。また，肢ウのように反対尋問の機会を省略してしまうような質問がそれにあたる。

肢ア　○

１９９条の３　項１号

　例外として許される。確かに，はい，いいえの誘導尋問。
　しかし，前提の質問として行われている。争っていないと考えられる。迅速性を図る必要性から許容される。

肢イ　　○

１９９条の３　項２号
　誘導尋問にあたるが，争いがないのでゆるされる。反対尋問権の保障のための誘導尋問だから。

肢ウ　　○
　誘導尋問。殴打の事実を争っているのにそれを前提に質問してしまっている。
　殴打の事実の確認をしないとけない。そこを行わないと反対尋問権の保障が不十分。

　したがって，誘導尋問になる。

肢エ　　×
刑事訴訟法第 304 条 / 刑事訴訟規則第 199 条等
　証人に証拠物（灰皿など）を示して同一性を確認させたり供述を促したりする行為自体は、証拠調べの基本的な尋問技術として行われるものであり、法律上、事前に「裁判長の許可」を要する旨の制限はありません。

　許可制の場合，公共の利益のために必要性があれば一律禁止して例外的に要件を満たしたら許可を行う制度，立証を行うのは当事者の権能であり，同一性を確認する上で，呈示は必要である。

肢オ　　×

　　刑訴 199 の 11

記憶の喚起のための書面の提示は許可をしてもみせることができない。

完全に答えになってしまい。影響が大である。

　しがって，原則の口頭主義（304 条の趣旨），行うべきである。

予備　令８－１７

接見交通権に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものは幾つあるか。後記１から６までのうちから選びなさい。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，［№27］）

ア．身体の拘束を受けている被告人又は被疑者が立会人なくして接見できる相手は，選任された弁護人に限られ，弁護人選任権を有する者の依頼を受けた弁護士とは立会人なくして接見することができない。

イ．弁護人は，被疑者と立会人なくして接見することができるが，物の授受は意思や情報の伝達とは関係ないので，被疑者と物の授受をすることはできない。

ウ．接見交通権は，身体を拘束された被疑者が弁護人の援助を受けることができるための刑事手続上最も重要な基本的権利であるとともに，弁護人の固有権の最も重要なものの一つである。

エ．身体拘束を受けている被疑者には，罪証隠滅又は逃亡のおそれがあるから，検察官は，捜査のため必要がなくとも，公訴提起の前まで，弁護人との接見の日時，場所及び時間を指定することができる。

オ．弁護人は，検察官のした接見指定について，裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することができる。

１．０個　　２．１個　　３．２個　　４．３個　　５．４個　　６．５個

正解　３

肢ア

依頼を受けた弁護士とも立ちあいなくして，接見できる。

防御権を確保する必要がある。実際，選任をうけた弁護人だけだと不安な場合がある。

代わりにお願いした人の意思も保護ある。

その時に，被疑者，被告人の防御権が害されるのは不当である。

肢イ

物を授受することはできる。突然，逮捕をされたような場合に，渡すべきものがあるのに渡す手段がないのは，被疑者の自由が著しく害される。

捜査，取調べのために拘束されるのは，やむをえないが，目的以上に，被疑者の自由を害するのは問題である。なお，弁護人であれば，証拠隠滅の職業倫理から証拠隠滅の恐れも低いと思われる。

肢ウ

４１条，弁護人は独立して，訴訟行為をすることができる。被疑者の意思に反しても，固有に行使できる権限がある。弁護人の固有権という。

接見交通権は，固有権にあたる。

実際，被疑者も，防御に積極的でないケースもある。被疑者の自由に任せると，権利行使をしない可能性がある。

ただ，事実が違うのに，防御しないというのも公益に反する。

事実，必要的弁護（２８９条）を要する公判もある。そこで，被疑者，被告人の意思にかかわらず，防御のために弁護人から，接見交通権を行使できる。

肢エ

【原則（権利の重要性）】 接見交通権は、被疑者の防御権を確保するための刑事手続上最も重要な権利（原則）である。

□ **【例外（公益による制約と比例原則）】** 捜査の必要性による制約（接見指定：刑訴法39条3項）が許されるのは、**「捜査のため必要があるとき（現に取調べ中であるなど、接見を許すと捜査に顕著な支障が生じる場合）」に限られる。** さらにその制約は、捜査目的を達成するための**必要最小限度の範囲**にとどまらなければ適法とはいえない。

□ **【結論】** 記述のように「罪証隠滅・逃亡のおそれがあるからといって、捜査のための必要がなくても指定できる」とすることは、**接見指定の要件（刑訴法39条3項）および比例原則に著しく反し、誤り**である。

肢オ

接見指定を濫用する可能性がある。

接見交通権は，弁護人の固有の権利である以上，検察官の濫用を防ぐべく，裁判所に取消，変更請求ができる。

予備　令８－１８

次の【事例】に関する後記アからオまでの【記述】のうち，誤っているものは幾つあるか。後記１から６までのうちから選びなさい。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，［№28］）

【事 例】

司法警察員Ｘは，甲が自宅の居室で覚醒剤を使用しているとの情報を入手し，捜査を開始した。Ｘは，甲の自宅付近の公道上を歩いている甲を発見したため，①甲の容貌を写真撮影した。その後，Ｘは，②甲の自宅付近の公道上にあるごみ集積所に甲が排出したごみ袋を領置し，その中から血液の混じったような液体が入った注射器を発見した。そして，Ｘは，同液体に覚醒剤及び血液が含まれているとの鑑定結果並びに同血液のＤＮＡ型の鑑定結果を得た。Ｘは，その後の捜査を踏まえ，捜索差押許可状の発付を受け，甲立会いの下，甲の居室の捜索を実施したところ，白色の粉末が入ったビニール袋を発見した。Ｘは，甲の同意を得て同粉末の検査を行ったところ，同粉末は覚醒剤であることが判明したため，甲を覚醒剤取締法違反（所持）の疑いで現行犯逮捕することとしたが，甲は同居室から逃走した。Ｘは，甲を逮捕すべく追跡していた際，甲が付近にあった一軒家（乙方）に入るのを見たため，③乙方に入って甲を捜索し，乙方内で甲を発見して逮捕した。その後，Ｘは，甲を警察署まで引致し，甲に尿を提出させようとしたが，甲は錯乱状態でこれに応じなかった。そこで，Ｘは，④甲を病院まで連れて行き，医師をして強制的に採尿をさせた。翌日，Ｘは，⑤甲にＤＮＡ型を鑑定するために必要である旨説明した上で，甲の同意を得て口腔内細胞を採取し，甲のＤＮＡ型の鑑定結果を得た。

【記 述】

ア．下線部①について，Ｘが，甲に秘して甲の容貌を写真撮影することは，裁判官による令状の発付を受けていなくとも適法と評価される余地がある。

イ．下線部②について，Ｘが，公道上にあるごみ集積所に甲が排出したごみ袋を領置することは，裁判官による令状の発付を受けていなくとも適法と評価される余地がある。

ウ．下線部③について，Ｘは，乙の承諾がなくとも，乙方に入り，甲の捜索をすることができ，その際，裁判官による令状の発付を受ける必要はない。

エ．下線部④について，甲が錯乱状態で任意に尿を提出することが期待できない状態であれば，医師をして甲から強制的に採尿をさせるに当たり，Ｘは，裁判官による令状の発付を受ける必要はない。

オ．下線部⑤について，採取された甲の口腔内細胞を試料として，甲のＤＮＡ型の鑑定をするに当たり，Ｘは，裁判官による令状の発付を受ける必要はない。

１．０個　２．１個　３．２個　４．３個　５．４個　６．５個

正解　１

肢ア

確かに，写真撮影は，肖像権を制約するという側面はある。ただ，それを持って，常に令状を要すると，手続が重くなる。捜査において，写真が必要であるケースは多いと思われる。令状申請したところで，裁判官は，当然に許可することとなるだろう。

このようなことを要求することは，訴訟経済から見て問題である。手続を不要とする必要がある。強制処分で，令状を要した趣旨は，個人の意思を制圧して，強制的に捜査目的を達成するなど重大な権利の制約を伴う場合に司法のチェックをいれ，廉潔性を図るためのもの。

公道の撮影は，個人の意思の制圧を伴うほどの，重大な制約はない。意思に反する程度である。したがって，任意捜査の一環として，令状なく行える。

任意捜査の限界に反していなければ，令状がなくても，適用と評価される余地はある。

肢イ

確かに，プライバシーを制約する側面はある。こみとして出しているが，出している側にもむやみに，開けてほしくないという期待はある。

したがって，重大な権利の制約があるとして令状を要するのか。不当，密行性の高い，捜査の際，必要性があることを毎回確認しては，令状をもらう手続を要することとなってしまう。訴訟経済上問題である。ごみ集積所に出しており，意思として行政機関に処分を委託する意思もある。

このような状態のため，個人の意思を制圧するような重大な権利の制約はないと解する。

令状不要

肢ウ

確かに，捜索差押令状は，甲宅，乙宅は対象外。別途，同意がない限り令状がいるのではないか。不当，時間がかかってしまう。直ちに，捜査目的を達成する必要がある。

令状主義，司法の廉潔性の確保，令状審査の段階で，逃走はありうるので，その可能性も含めて審査されているといえる。

乙宅も，２２０条１項１号の範囲となる。令状はいらない。

肢エ

令状は必要。確かに，覚醒剤の自己使用の証拠として尿は重要。必要性は明らか。

訴訟経済から考えて，迅速に行えるようすべきでは。身体の対する重大な侵襲の危険がある。任意等で求めて，代替手段もあるため強制採尿は，最後の手段として慎重に行うべき。

重大な権利制約を伴う以上，令状審査を経る必要がある。

肢オ

同意を得ている場合は，令状審査不要ですね。強制処分にあたりません。

個人の意思を制圧して，重大な権利の制約を行っていません。

予備　令８－１９

保釈に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№29］）

ア．裁判所は，保釈の請求がない場合又は刑事訴訟法第８９条各号所定の事由がある場合のいずれであっても，適当と認めるときは，職権で保釈を許すことができる。

イ．裁判官は，勾留中の被疑者であっても，犯罪の性質や情状によっては，保釈を許すことができる。

ウ．裁判所は，被告人の住居を制限し，その他適当と認める条件を付して，保釈を許すことができる。

エ．裁判所は，検察官に意見を述べる機会を与えなくても，保釈を許すことができる。

オ．裁判所は，犯罪の性質や被告人の資産を考慮し，納付すべき保証金額を定めなくても，保釈を許すことができる。

１．ア　イ　　２．ア　ウ　　３．ウ　エ　　４．イ　オ　　５．エ　オ

正解　２

肢ア

８９条，保釈請求がない場合でも，裁量保釈を認める。

特に８９条は，保釈ができないケースを列挙しているので，裁判所は，職権で保釈できないとも。不当，事件によっては，形式的に，８９条の要件にあたっても公判の維持が期待できるものある。情状事由がある事件など。このような場合に，絶対保釈できないとするのは，現実的ではない。８９条は，形式的に迅速判断できるための規定。
個別的な，実質判断を禁止する趣旨ではない。よって，職権で保釈できる。

肢イ

保釈は，被告人の制度。被疑者での段階は，保釈という制度はない。

捜査の必要性がある。時間も限定的である。必要なければ，釈放すべき。

保釈は被告人段階の問題となるが，勾留期間は２か月と長い。

目的は公判の維持，逆に言えば，出頭が確保できるのであれば，適宜，身体拘束を外すことを許容する制度が保釈となる。

肢ウ

条件付保釈は，認められるか。公判の維持が被告人勾留のポイント。

保釈により目的が達成されないのは，問題である。

そこで，本件のような条件も，公判の維持に関連するものと思われるため，許容される。
93 条 3 項

肢エ

勾留請求をしたのは検察官。公判を維持して，正義を実現するのが検察官の役割。

保釈する以上，公判維持できなくなる可能性もある。起訴した検察官に意見を述べるのが，訴追権に対する適切な配慮と考えられる。（適正手続）

９２条

肢オ

保証金額を定めないと保釈を許すことはできない。
公判が維持できなくなるリスクが保釈により発生する。

不利益がなければ，公判維持に協力しない可能性がある。
そのため，金額制定は必須である。

なお，目的が達成されれば，返金される。（規則９１条）

９３条１項，